

○鳥取県警察建設工事執行要綱の制定について（例規通達）

（平成 13 年 5 月 1 日 鳥会例規第 1 号）

各所属長

鳥取県建設工事執行規則（昭和 48 年 11 月鳥取県規則第 66 号）の適用を受ける工事のうち、鳥取県警察が執行するものに関し、その事務処理の適正な運用を図るため、別添のとおり「鳥取県警察建設工事執行要綱」を制定し、平成 13 年 5 月 1 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

鳥取県警察建設工事執行要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、鳥取県警察の所管に係る施設の営繕工事及び交通安全施設（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和 41 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の工事（以下「交通安全施設工事」という。）の執行方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第 2 条 この要綱は、営繕工事については、原則として請負対象設計金額が 2,000 万円未満の工事に、交通安全施設工事については、すべての工事に適用する。

（事務処理区分）

第 3 条 営繕工事及び交通安全施設工事に係る事務処理の区分は、別添のとおりとする。

（執行報告）

第 4 条 警察署長は、請負対象設計金額が 100 万円以上の営繕工事の工事請負契約を締結したとき又は変更しようとするときは、別記様式により、警務部会計課長（以下「会計課長」という。）を経由して、警察本部長に速やかに報告するものとする。

（検査員）

第 5 条 検査は、次の各号に定める者から指名された職員（以下「検査員」という。）が行うものとする。

（1） 営繕工事

会計課長（前条に規定する工事で会計課長が自ら検査が必要と思われる工事を
含む。）又は警察署長

（2） 交通安全施設工事

交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）

（完成検査）

第 6 条 検査員は、工事完成通知があったとき、完成検査を行うものとする。

（検査結果の復命）

第7条 検査員は、検査を終了したときは、速やかにその結果を、営繕工事にあつては会計課長又は警察署長に、交通安全施設工事にあつては交通企画課長に復命しなければならない。

(合否の決定)

第8条 会計課長若しくは警察署長又は交通企画課長は、前条の復命に基づき速やかに合否の決定を行うものとする。

別紙

内 容		事務処理の区分		
項 目	区 分	会計課	交 通 企画課	警察署
設計図書 の作成	1 営繕工事 (1) 請負対象設計金額が250万円を超える営繕 工事に係るもの ア 特殊な技術を必要とする工事に係るもの	○		
	イ 上記ア以外の工事に係るもの	○		○
	(2) 請負対象設計金額が250万円以下の営繕工 事に係るもの	○		○
	2 交通安全施設工事 交通安全施設工事に係るもの		○	
工事監督	1 営繕工事 (1) 請負対象設計金額が250万円を超える営繕 工事に係るもの ア 特殊な技術を必要とする工事に係るもの	○		
	イ 上記ア以外の工事に係るもの	○		○
	(2) 請負対象設計金額が250万円以下の営繕工 事に係るもの	○		○
	2 交通安全施設工事 交通安全施設工事に係るもの		○	
完成検査	1 営繕工事 請負対象設計金額が2,000万円未満の営繕 工事に係るもの。	○		○
	2 交通安全施設工事 交通安全施設工事に係るもの		○	

(注)「事務処理の区分」に掲げるもののうち、2所属にまたがるものについては、協議の上、いずれかの所属において実施するものとする。

別記様式

建設工事執行（変更）報告書

鳥取県警察本部長 殿

下記工事を執行(変更)したので報告します。

平成 年 月 日

所属長



記

担当者 職・氏名

工事名	位置		請負対象 設計金額	請負 代金額	請負者			契約 年月日	工期		事業の 施行 区分	工事概要等	監督員	摘要
	市町村名	町字名			商号又は名称	代表者	所在地		着工 年月日	完成 年月日				

- 1 「工事名」欄には、請負契約書と同一の工事名を記入すること。
- 2 「位置」欄には、当該事業(工事)箇所の所在地を記入すること。
- 3 「請負者」欄の所在地には、県外業者の場合のみ記入すること。なお、変更報告の場合は、商号又は名称のみでよい。
- 4 「事業の施行区分」欄には、単県、国費、補助等の区分を記入すること。
- 5 「事業主体」欄には、県営事業の場合は「鳥取県」と記入し、国費事業の場合は「国」と記入すること。
- 6 「工事概要等」欄には、工事の概要を簡記すること。
- 7 変更報告の場合は、変更前を上段に()書きで記入し、変更後のものは下段に記入すること。
- 8 「監督員」欄には、警察署長が任命した監督員の職・氏名を記入すること。
- 9 繰越事業の場合は、「摘要」欄にその旨を記入すること。